

／ 若狭町出身の学生の皆さん ／

若狭町へ帰ろう！

若狭町がみなさんの帰省費用を応援します



【補助金対象者】

・町外で居住かつ大学等に在学し大学等の就学以前に1年以上若狭町に住所を有していた方

（大学等：学校教育法に基づく大学、大学院、短期大学、高等専門学校、専修学校、高等学校（福井県嶺南地域の高等学校を除く））

【補助対象経費】

居住地から若狭町への帰省に要する経費であって、次のいずれかに該当するもの。

- 鉄道の運賃
- 旅客船の運賃
- 航空機の運賃
- 有料道路の料金
- バスの運賃

【補助上限額】

1回5,000円

【交付回数】

1人4回まで／年度（4月分～3月分）

【申請方法】

町ホームページから、申請書をダウンロードし必要事項を記入・押印の上、下記必要書類を添付し、帰省日から30日以内に若狭町 総合政策課へ提出してください。（注）3月帰省分については翌月の4月20日までに提出してください。

【必要書類】

①居住地^(発)から若狭町^(着)までの帰省にかかる交通費を支払ったことを証明できる書類

※区間・日付・料金が確認できるもの
（切符の写真等）

※若狭町へ帰省したことが証明できない場合
受付できません。

（京都駅等で下車の場合別途証明が必要）

②学生証又は在学証明書の写し

③振込先口座がわかるものの写し

※②と③の書類は同年度2回目～4回目の申請において
は省略可

若狭町HP ↓

